

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「この法人」という）定款第23条第3項、及び第40条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等、並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者または継続かつ一貫した職務を遂行するのに必要な時間を割り当てられる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第19条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 定款第40条に基づき、役員及び評議員は無報酬とする。但し、監事を除く、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。非常勤役員は無報酬とする。

2. 常勤役員の報酬は月額とする。
3. 常勤役員の賞与は、これを支給しない。
4. 常勤役員の退職にあたっての退職手当は、これを支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「役員の報酬月額」のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2. 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 役員並びに評議員が会議に出席する際の旅費については、日本連盟役員旅費規定に定める算定基準により算出し、支払うことができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の設立登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

常務理事 100,000円

但し、支払い日は毎月、職員給与の支給日に支給する。

以上